

那須塩原市が行う条件付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に参加するに当たっては、次の点に留意してください。

第1 入札

1 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を市が発行する保証金納入書により納付し、又は、入札保証金に代わる担保として、国債、地方債、銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手若しくは契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。
- (2) 入札保証金は、入札終了後又は入札を中止した場合は速やかに入札者に還付します。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に充当することがあります。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、見本、契約事項及び現場等を熟知のうえ、入札書（市ホームページからダウンロードできる。）を1件ごとに作成し、指定された日時までに所定の場所へ提出しなければなりません。この場合において、入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることはできません。
- (2) 前号の場合において、入札者が代理人をして入札させようとするときは、入札前に委任状（市ホームページからダウンロードできる。）を提出しなければなりません。この場合において、代理人は、同一の入札について2人以上の代理となることはできません。なお、委任状に収入印紙を貼付する必要はありません。
- (3) 入札書は、特に認めた場合を除くほか、郵便等による提出はできません。
- (4) 入札に参加する人数は、1社につき1人としします。ただし、入札執行者の許可を得た場合に限り、1社につき2人を限度として参加できるものとしします。
- (5) 電子入札による場合は、入札書は、那須塩原市電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録されたICカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信してください。なお、ICカードは、開札日時においても有効なものを使用してください。
電子入札による場合において、ICカードの更新中など特別の理由があるときは、発注者から承認を受けて、紙入札により入札を行うことができます。
紙入札による場合は、中封筒に入札書を入れ、封印し、表封筒に中封筒及び積算内訳書を入れ、封印し、工事名、入札者名、入札書及び積算内訳書在中の旨を記載したうえで指定の日時までに提出してください。
- (6) 代理人が入札書を提出する場合は、入札書投函前に委任状を入札執行者に提出してください。
この場合の入札書の記載方法は、入札者（指名を受けた者又は参加申請をした者）の所在地、名称、代表者名を記載（記名可）し、代理人氏名欄に代理人の氏名を記載（記名可）し、代理人印を押印してください（入札者の社印、代表者印の押印は、必要ありません。）。
- (7) 共同企業体が入札する場合は、入札書の記載は構成員全員の連名で記載し、全員押印してください。なお、共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札前に

提出してください。

電子入札の場合は、共同企業体の代表者の単体企業としての利用者登録済のＩＣカードを使用し、ＪＶにチェックを入れたうえで共同企業体の名称で入札してください。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０（又は入札公告、指名通知書等で指示する率）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００（又は入札公告、指名通知書等で指示する率）に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の取消し等

入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札保証金を納めない者又は不足する者が行った入札（免除された場合を除く。）
- (3) 同一事項に対し２以上行った入札又は２以上の意思表示をした入札
- (4) 記名押印がない入札、金額を訂正した入札、又は誤字脱字等により意志表示が不明瞭な入札
- (5) 有効な委任状を提出しない代理人が行った入札
- (6) 代理人が２人以上の代理をし、又は入札者が同一の入札について他の入札者の代理人となり行った入札
- (7) 数人が共同して行った入札
- (8) 入札に際し、虚偽又は不正な行為があったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

6 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、刑法（明治４０年法律第４５号）等に違反する行為その他の入札の公正を害する行為を行ってはなりません。

6－２ 入札執行の延期等

入札者が連合若しくは不穏な行動をなすなど、入札を公正に執行することができないと認めるとき又は天災その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

7 入札室内での注意事項

入札室内では、次に掲げる事項に注意してください。第１号又は第２号に違反したときは退場を命ずることがあります。

- (1) 常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- (2) 入札室には、酒気を帯びて入場してはならない。
- (3) 入札室では禁煙とする。
- (4) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください。使用は原則として禁止します。緊急に連絡の必要がある場合は、入札執行者の許可を受けてください。

8 入札の参加制限

次の各号のいずれかに該当するときは、その者について3年以内の期間で市長が定める期間、入札に参加させない場合があります。

- (1) 故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) 入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

9 積算内訳書の提出

- (1) 入札金額の根拠となる積算内訳書の提出を求めますので、入札書と併せて提出してください（随意契約の場合は提出不要）。
- (2) 電子入札においての積算内訳書は、添付書類として電子ファイルで提出してください。
- (3) 提出された複数の積算内訳書のうち記載金額等が明らかに同一であると判断される積算内訳書がある場合は、当該積算内訳書を提出した入札参加者の行った入札を無効とすることがあります。
- (4) 提出された積算内訳書の修正、差替え、引換え又は撤回は、できません。
- (5) 積算内訳書は、入札及び契約上の権利義務が生じるものではありません。

9-2 積算内訳書の提出に当たっての注意事項

次の各号のいずれかに該当するときは、その者の行った入札は無効とします。

- (1) 積算内訳書の提出がないとき。
- (2) 積算内訳書に当該入札案件の工事名、工事箇所、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者氏名が記載されていないとき又は明らかに誤って記載されているとき。
- (3) 積算内訳書の合計金額と入札金額が一致しないとき。
- (4) 積算内訳書の項目について、次に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単価抜設計書に記載されている項目が記載されていないとき又は明らかに誤って記載されているとき。
 - ア 土木工事等（土木工事積算基準によるもの） 費目、工種及び種別まで
 - イ 建築工事等（建築積算基準によるもの） 種目、科目及び中科目まで
 - ウ その他の工事 工事の種類に応じ、ア又はイに準じた項目まで

10 開札

- (1) 開札は、入札書提出後直ちにその場で行います。この場合、入札者は、立ち会ってください。立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 電子入札の開札は、開札予定日時に速やかに行います。紙入札者がいる場合は、開札宣言後紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後電子入札書の一括開札を行います。

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札のうち、予定価格の制限内であり、最低制限価格又は調査基準価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とします。同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者又は落札候補者を決定します。くじを引かない者がある場合は、入札に関係ない

職員にくじを引かせて決定します。有効な入札のうち最低入札価格が最低制限価格を下回ったときは、那須塩原市最低制限価格取扱要綱（令和4年那須塩原市告示第111号）第5条に基づき当該入札をした者を失格とします。

- (2) 電子入札において、くじにより落札者を決定する場合は、電子くじにより落札者を決定します。
- (3) 事後審査型条件付一般競争入札の場合は、落札候補者を対象に、その者から提出された入札参加資格要件確認書類（以下「確認書類」という。）に基づき、入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たすことが確認できた場合は、落札者として決定します。この結果については、入札参加者全員に通知します。

1.2 入札回数

- (1) 予定価格を事前公表しているものは、入札回数を1回とします。1回の入札で落札者が決定しないときは、その入札は、不調とします。
- (2) 予定価格を公表していないものは、入札回数を2回までとします。2回目の入札で落札者が決定しない場合において、予定価格と最低入札価格の差が別に定める範囲内であるときは、最低価格入札者から見積書を提出させて随意契約を締結する場合があります。

1.3 入札の辞退

指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、入札を辞退することができます。入札を辞退しても、それを理由に以後の指名等に不利益を受けることはありません。

条件付一般競争入札による入札の参加申請をした者は、原則として入札参加を辞退できないものとします。ただし、入札辞退の申出が入札書提出期限までにされ、かつ、やむを得ない理由があると認められる場合は、入札参加を辞退することができるものとします。

入札を辞退せずに、入札に参加しないことは、適正な入札執行の妨げとなりますので、行わないようにしてください。

入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出てください。

- (1) 指名競争入札については、次のとおりです。

ア 入札執行日前にあっては、辞退届（市ホームページからダウンロードできる。）を契約検査課に直接持参又は郵送してください。この場合において、辞退届は、入札執行日の前日までに届く必要があります。

イ 入札執行中にあっては、入札書の金額欄に辞退と記載し、入札箱に投函してください。

- (2) 条件付一般競争入札については、入札辞退届（条件付一般競争入札用）（市ホームページからダウンロードできる。）を持参により契約検査課に提出し、契約検査課の承認後電子入札システムに入札辞退の入力をしてください。この場合において、入札辞退届（条件付一般競争入札用）の提出及び入札辞退の入力は、入札書提出期限までに行う必要があります。

1.4 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。そのため、営業所の専任技術者、他の工事の現場代理人又は専任の技術者でない者でなければなりません。

- (2) 現場代理人は、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置してください。他の会社からの在籍出向者や派遣社員を現場に配置することは認めません。3箇月以上の雇用関係の有無は契約日（条件付一般競争入札で事後に現場代理人の提出を求める場合にあっては、確認書類提出日）で判断します。ただし、合併、営業譲渡、会社分割等による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情があると発注者が認めた場合には、この期間を短縮し、又は当該要件は適用しない取扱いとすることがあります。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす場合は、現場代理人の常駐を緩和し、兼任を認めることとします。
- ア 那須塩原市発注の工事又は那須塩原市内の国、都道府県発注の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。
 - イ 兼任工事の箇所数は、3を限度とする。
 - ウ 兼任する双方の現場に偏りなく駐在することができること。
 - エ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められること。
 - オ 現場代理人の兼任について、那須塩原市発注工事同士で兼任する場合、先行工事の監督員と兼任について工事協議簿等により協議するものとし、その協議結果を記載した工事協議簿等の写しを後行工事の確認書類の提出時に添付すること。那須塩原市発注工事と他機関発注工事で兼任する場合は、当該工事の監督員と他機関発注者に兼任の可否について事前確認を行い、当該工事の協議結果を記載した工事協議簿等の写し及び他機関発注者が兼務を承諾した旨の書類の写しを確認書類の提出時に添付すること。
- (4) 確認書類に記載した現場代理人は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできません。この特別な理由がある場合には、変更前先立ち、契約検査課に「現場代理人及び主任技術者等変更通知書」及びその資格を確認できる書類（確認書類に準じる。）を提出し、了承を得ることとします。
- (5) 次のいずれかの場合には、常駐を要しないこととします。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - オ 工事現場で作業が行われていない期間

1 4 - 2 配置技術者（専任の場合）

- (1) 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく技術者を配置しなければなりません。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければなりません。
- (2) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、登録講習実施機関の発行した監理技術者講習修了証を所持している者としてします。
- (3) 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）の専任を要する工事については、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を技術者として配置してください。他の会社からの在籍出向者や派遣社員を現場に配置することは認めません。3箇月以上の雇用関係の有無は契約日（一般競争入札で事後に配置技術者の提出を求める場合にあっては、確認書類提出日）で判断します。ただし、合併、営業譲渡、会社分割等による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情があると発注者が認めた場合には、この期間を短縮し、又は当該要件は適用しない取扱いとすることがあります。
- (4) 確認書類に記載した配置技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできません。この特別な理由がある場合には、変更前先立ち、契約検査課に「現場代理人及び主任技術者等変更通知書」及びその資格を確認できる書類（確認書類に準じる。）を提出し、了承を得ることとします。

とします。

- (5) 次の全ての要件を満たす場合は、専任を要する工事の主任技術者の兼任を認めることとします。なお、監理技術者には適応されないことに留意してください。

ア 那須塩原市発注の工事又は那須塩原市内の国、都道府県の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。

イ 専任を要件とする工事を含んで兼任できる箇所数は、2を限度とする。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場がいずれも那須塩原市内であること。

エ 専任を要する工事の主任技術者の兼任について、那須塩原市発注工事同士で兼任する場合、先行工事の監督員と兼任について工事協議簿等により協議するものとし、その協議結果を記載した工事協議簿等の写しを後行工事の確認書類の提出時に添付すること。那須塩原市発注工事と他機関発注工事で兼任する場合は、当該工事の監督員と他機関発注者に兼任の可否について事前確認を行い、当該工事の協議結果を記載した工事協議簿等の写し及び他機関発注者が兼務を承諾した旨の書類の写しを確認書類の提出時に添付すること。

- (6) 次の全ての要件を満たす場合は、特例監理技術者の配置（監理技術者の兼任）を認めることとします。

ア 兼任する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 那須塩原市発注の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。

ウ 兼任できる箇所数は、2を限度とする。

エ いずれの工事も請負代金額が3億円（営繕工事は2億円）未満であること。

オ 監理技術者の兼任について先行工事の監督員と協議の上、その協議書の写し及び選任した監理技術者補佐について記載した監理技術者補佐選任（変更）通知書を確認書類提出時に添付すること。

カ 選任する監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 工事の種類に応じた1級技師補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・ 工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

1 4 - 3 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく技術者を配置しなければなりません。
- (2) 請負金額が4,500万円未満（建築一式工事については、9,000万円未満）の工事では、技術者の専任配置は必要としませんが、当該工事に配置できる技術者は、他の工事の専任となっていないこととします。
- (3) 確認書類に記載した配置技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできません。この特別な理由がある場合には、変更在先立ち、契約検査課に「現場代理人及び主任技術者等変更通知書」及びその資格を確認できる書類（確認書類に準じる。）を提出し、了承を得ることとします。

1 5 質疑回答

入札に関する質疑事項がある場合は、質疑書（市ホームページからダウンロードできる。）により、指定された日時までに、指定された場所に提出してください。質疑がない場合は提出不要です。なお、定刻までに届かない場合は質疑がないものとみなします。

回答は、原則として指定した日時までに指名業者又は入札参加申請者全員（入札を辞退した者を除く。）に対して行います。条件付一般競争入札の場合は、市ホームページに掲載します。

第2 契約の締結

1 契約の締結

- (1) 落札者は、落札後7日（議会の議決を要する仮契約にあっては3日）以内に那須塩原市建設工事請負契約書（市ホームページからダウンロードできる。）を市に提出し、契約（又は仮契約）を締結しなければなりません。この期間内に契約（又は仮契約）が成立しないときは、その落札は無効となります。仮契約の場合においては、議会の議決を得た日から7日以内に本契約書を提出し、本契約を締結してください。この期間内に本契約が成立しないときは、仮契約は無効となります。これらの理由により契約（仮契約）が無効となった場合、市は一切の賠償の責を負いません。なお、この場合における日数の算定に当たっては土曜日、日曜日、祝日その他市の休日は、算入しないものとします。
- (2) 落札決定後から契約締結の日までに、落札者（共同企業体の場合は、構成員を含む。）が那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止（指名保留）の措置を受けたときは、落札決定を取り消す（指名保留の場合には取り消し又は延期する）ことがあります。また仮契約の場合においては、仮契約締結後から本契約締結の日までに受注者（共同企業体の場合は、構成員を含む。）が指名停止基準に基づく指名停止（指名保留）の措置を受けたときは、仮契約を解除（指名保留の場合には仮契約を解除又は本契約の締結を延期）することがあります。なお、いずれの場合も市は一切の賠償の責を負いません。
- (3) 落札決定の取消又は仮契約の解除を決定した場合、市は落札業者又は仮契約の相手方に対し文書で通知します。
- (4) 契約書の提出部数は、2部（JVにあっては、構成員の数+1部）です。
- (5) 契約書第63条に規定する仲裁に関し、別紙仲裁合意書に記名押印し、各契約書とともに袋とじして提出してください。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事の場合は、解体工事に要する費用等を契約書に記載する必要があります。

2 契約の保証

(1) 金銭保証

落札者は、契約書案の提出とともに、次のいずれかの書類を提出しなければなりません。この場合、契約保証金の金額は、請負代金額の10分の1以上の金額でなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

ア 契約保証金提出書（市ホームページからダウンロードできる。）及び契約保証金領収書

- ※1 契約保証金領収書は、納付書（市ホームページからダウンロードできる。）により、契約保証金の金額に相当する金額を市の納付書に記載されている納付場所で納入し、交付を受けてください。
- ※2 納付書の「摘要」欄には、当該工事の工事番号、工事名、工事箇所及び落札金額（請負契約額）を記載してください。
- ※3 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、市の指示に従ってください。
- ※4 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定により市に帰属します。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。
- ※5 請負者は、工事完成後、工事主管課の受付印のある工事目的物引渡通知書（市ホームページからダウンロードできる。以下「工事目的物引渡通知書」という。）とともに、契約保証金還付請求書（市ホームページからダウンロードできる。）を契約検査課に提出してください。受領後契約保証金額を指定の口座に振り込みます。

イ 保管有価証券提出書（市ホームページからダウンロードできる。）及び有価証券

- ※1 有価証券は、国債、地方債又は銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手に限りま
す。
- ※2 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、市の指示に
従ってください。
- ※3 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は地方自治法第234
条の2第2項の規定により市に帰属します。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過し
ている場合は、別途、超過分を徴収します。
- ※4 請負者は、工事完成後、工事目的物引渡通知書とともに、保管有価証券還付請求書（市ホー
ムページからダウンロードできる。）を契約検査課に提出してください。速やかに有価証券を
還付します。

ウ 銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書

- ※1 保証書の宛名の欄には、那須塩原市長と記載するように申し込んでください。
- ※2 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払でなければなり
ません。
- ※3 保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければなりません。
- ※4 保証期間は、工期の始期から終期までを含めなければなりません。
- ※5 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されている必要があります。
- ※6 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱い
については、市の指示に従ってください。
- ※7 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行等から支払われた保証金
は、地方自治法第234条の2第2項の規定により市に帰属します。なお、違約金の金額が契
約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。
- ※8 請負者は、工事完成後、工事目的物引渡通知書とともに、保証書に係る受領書（市ホー
ムページからダウンロードできる。）を提出してください。引換えに保証書を返還しますので、
銀行等に返還してください。

エ 保証事業会社が交付する保証証書

- ※1 保証証書の宛名の欄には、那須塩原市長と記載するように申し込んでください。
- ※2 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払でなければなり
ません。
- ※3 保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければなりません。
- ※4 保証期間は、工期の始期から終期までを含めなければなりません。
- ※5 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されている必要があります。
- ※6 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱い
については、市の指示に従ってください。
- ※7 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保証事業会社から支払われた保
証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により市に帰属します。なお違約金の金額が
契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収します。

オ 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

- ※1 履行保証保険は、定額填補方式を申し込んでください。
- ※2 保険証券の被保険者の欄には、那須塩原市長と記載するように申し込んでください。
- ※3 保険金額は、請負代金額の10分の1以上でなければなりません。
- ※4 保険期間は、工期の始期から終期までを含めなければなりません。
- ※5 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、市の指示に

従ってください。

- ※6 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により市に帰属します。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。

カ 保険会社が交付する公共工事履行保証証券（履行ボンド）に係る証券

- ※1 証券の債権者の欄には、那須塩原市長と記載するように申し込んでください。
- ※2 保証金額は、請負代金額の10分の1以上でなければなりません。
- ※3 保証期間は、工期の始期から終期までを含めなければなりません。
- ※4 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、市の指示に従ってください。
- ※5 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により市に帰属します。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収します。

(2) 役務保証

前号の金銭保証（契約保証金）の代わりに、役務保証（工事完成の保証）を求めることがあります。役務保証を求められた場合は、公共工事履行保証証券（履行ボンド）を提出してください。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上が必要です。

(3) 契約書の記載

契約書「6 契約保証金」の欄は、契約の保証の種類により、次のとおり記載してください。

ア 入札条件で契約保証金が「不要」とされた場合 免除

イ 入札条件で契約保証金が「要」とされた場合 契約保証の別に応じ次のとおり

契約保証の別	契約書への記載内容
現金	金〇〇〇, 〇〇〇円 (↑納入した契約保証金の金額を記入すること。)
有価証券	担保（有価証券）
銀行等の保証	担保（銀行等の保証）
保証事業会社の保証	担保（保証事業会社の保証）
損害保険会社の保険	免除（履行保証保険）
公共工事履行保証証券（履行ボンド）	免除（公共工事履行保証証券）

3 契約内容

契約の内容は、那須塩原市建設工事請負契約書（市ホームページからダウンロードできる。）のとおりです。「分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の義務付け」及び「建設発生土の搬出先等」の有無等により、契約書の内容が一部異なりますので、御注意ください。なお、個々の工事等に係る条件は、指名通知、入札公告、現場説明書、設計図書等で確認するとともに、契約書の作成に当たっては契約書作成要領（市ホームページからダウンロードできる。）を確認してください。

4 消費税及び地方消費税に係る提出書類

課税事業者である場合には課税事業者届出書（市ホームページからダウンロードできる。）を、免税事業者である場合には免税事業者届出書（市ホームページからダウンロードできる。）を、契約書提出時にそれぞれ提出してください。届出書の記載事項のうち、届出日は契約日を、課税期間については契約日を含む自社の決算期間を記載してください。

1 前金払

前金払がある場合で、これを請求しようとするときは、保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結することが必要です。前金払の額は、請負代金額（工期が2年度以上の工事の場合は原則として各年度の出来高予定額）の40%（10万円未満の端数は切捨て）以内とします。

2 部分払

部分払がある場合において、10万円未満の金額が生じたときは、原則としてこれを切り捨てた金額とします。

3 スライド

工事請負契約について、賃金又は物価の変動による請負代金の変更（スライド）は、残工事の工期が2箇月以上ある場合に限ります。

変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、請求のあった日から起算して14日以内に請負者と協議して定める日（基準日）に監督員が確認します。この場合において受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事には含めないものとします。

第4 その他

1 下請業者

- (1) 下請業者は、原則として市内業者を採用してください。
- (2) 給排水衛生設備工事は、市指定工事店を採用してください。

2 関係法令規則等

上記のほか、建設業法、公共工事の前払金保証事業に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、那須塩原市財務規則（平成17年那須塩原市規則第50号）、那須塩原市建設工事等執行規則（平成17年那須塩原市規則第133号）その他関係法令を熟知のうえ、入札してください。